政　令

外務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十三号

外務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「地域政策課」を「北東アジア第一課」に、「北東アジア課」を「北東アジア第二課」に改める。

第三十八条（見出しを含む。）中「地域政策課」を「北東アジア第一課」に改め、同条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　大韓民国に関する外交政策に関すること。

第三十九条（見出しを含む。）中「北東アジア課」を「北東アジア第二課」に改め、同条第一号中「関すること」の下に「（北東アジア第一課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第二号中「政務」の下に「（大韓民国に関する政務を除く。）」を加える。

附　則

この政令は、平成三十年七月一日から施行する。

外務大臣　河野　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十四号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第二号）附則ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律のうち在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）別表第一の改正規定中北大西洋条約機構日本政府代表部に関する部分の施行期日は、平成三十年七月一日とする。

外務大臣　河野　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十五号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち三　政府代表部の表欧州の項中「

（欧州連合）	750,000	670,000	625,900	600,800	563,300	500,700
（北大西洋条約機構）	700,000	670,000	625,900	600,800	563,300	500,700
	438,100	375,500	325,500	300,400	275,400	250,400
	438,100	375,500	325,500	300,400	275,400	250,400

」を「

（欧州連合）	750,000	670,000	625,900	600,800	563,300	500,700
（北大西洋条約機構）	700,000	670,000	625,900	600,800	563,300	500,700
	438,100	375,500	325,500	300,400	275,400	250,400
	438,100	375,500	325,500	300,400	275,400	250,400

」に改める。

別表第二のうち三　政府代表部の表欧州の項中「

（欧州連合）	3,267	2,655	2,348	2,042	1,838	1,634

」を「

（欧州連合）	3,267	2,655	2,348	2,042	1,838	1,634
（北大西洋条約機構）	3,267	2,655	2,348	2,042	1,838	1,634

」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年七月一日から施行する。

外務大臣　河野　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三